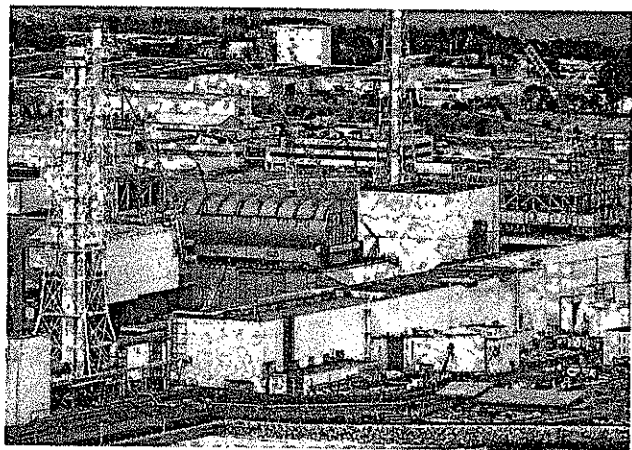


廃炉に特定技能外国人

福島第1 東電が方針、国も追認 人権問題と批判の声

東京電力ホールディングス（HD）は18日、新たな在留資格「特定技能」の外国人労働者を福島第1原発の廃炉作業などに受け入れる方針を明らかにしました。同原発では高い放射線量のもとで危険な作業が多くあり、作業員が不足しています。このため外国人で補うのが目的とみられます。日本語能力の不足で十分な意思疎通ができなければ、事故などにつながる恐れもあり、人権問題だと批判の声が出ています。

菅義偉官房長官は同日午前の会見で、「法令を認めたことを明らかにし、対応するよう指示した」と述べ、
「特定技能」は外国人の就労拡大などとして、1日から政府が導入を強行した新制度。政府は「介護」「農業」など14業種への外国人



事故を起こした福島第1原発
(本紙チャーター機から撮影)

労働者の受け入れを決めました。

東電は14業種のうち、主に「建設」が廃炉の関連作業に該当すると説明。「電気・電子情報関連産業」「ビルクリーニング」「産業機械製造」「外食」なども対象になるとみられています。放射線量の高い区域での勤務も想定しています。

新在留資格 外国人労働者の受け入れ拡大に向け、1日に創設された新たな在留資格。「相当程度」の知識、経験に加え日常会話レベルの日本語能力が必要とされる特定技能「1号」と、熟練した技能が求められる「2号」があります。1号は介護や外食など14業種が対象で在留期間は最長5年。2号は建設と造船・船用工業が対象で在留期間は更新できます。政府は今後5年間で最大34万人超を受け入れ、うち建設業は4万人を見込んでいます。

東電によると、福島第1の廃炉作業では開発途上国への技能・技術の移転を目的とする外国人技能実習生の受け入れが認められていませんでした。法務省が「国際貢献ではない」と判断していたことが理由です。今回の

「特定技能」の外国人労働者の受け入れについては、同省から「問題ない」との回答を得ているといえます。
東電は福島第1での受け入れに関し、3月下旬にゼネコンなど協力会社への説明をしました。

専門用語の壁 危険

坂本恵・福島大学教授の話 特定技能制度が国会で議論されていた時から、外国人が福島第1原発で廃炉作業に従事させられる事態



を懸念していました。

問題の一つは、建設現場が、大きな労災を含め事故やケガをしやすいつ職種ということ。語学能力が乏しい場合、本人にも現場に

とって危険です。資格取得のため日本語試験は行われますが、合格に必要とされる日本

語力は小学校低学年レベルで、建設現場の専門用語はわからない恐れがあります。

もう一つの問題は、原発の作業は、放射線に関する知識が必要ですが、ほとんどの人がそのような知識を持っていないとみています。

被ばく管理や放射線による健康被害について

もきちんとレクチャーされないと極めて危険

です。健康被害があった場合の対応にも課題があります。相談先も分からず孤立する危険があります。帰国後に放射線障害が現れる可能性もありです。東電は、こういった場合の責任をどうするのか明らかにしなければ、福島第1の現場に特定技能外国人を働かせるべきではありません。

1の現場に特定技能外国人を働かせるべきではありません。